

居宅介護支援

重要事項説明書

〈令和 7年 6月 25日現在〉

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 熊野町社会福祉協議会
所 在 地	広島県安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号
電話番号	082-855-2855
FAX 番号	082-820-5082
代表者氏名	会長 清 代 政 文
設立年月日	昭和62年 4月 2日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援・平成11年 9月 3日 指定3473100026号
事業の目的	居宅介護支援
事業所の名称	熊野町居宅介護支援センター ふぁみりい
事業所の所在地	広島県安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号
電 話 番 号	082-820-5378
FAX 番 号	082-820-5082
管 理 者 氏 名	鳥屋原 三 恵
事業所の運営方針	利用者が居宅において、その置かれている環境に応じて、利用者の選択により、適切な保健医療及び福祉サービスが、公正中立かつ効率的に提供されるよう関係機関と連携し、利用者を支援する。
事業者が行っている他の業務	指定訪問介護事業 ・平成12年 3月6日指定3473100281号 第1号訪問事業（介護予防相当サービス・訪問型サービスA） ・平成30年 4月1日指定3473100281号 指定障害者福祉サービス事業 ・平成18年10月1日指定3413100011号 移動支援事業 ・平成18年10月1日 3463200018号 指定特定相談支援事業 ・平成26年 4月1日指定3433105032号

3. 事業実施地域

安芸郡熊野町内全域

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ※祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は原則として休業します。
営業時間	8時30分から17時15分まで

5. 職員の体制

職 種	常 勤	非常勤
1. 事業所所長（管理者）	1（兼任）	
2. 介護支援専門員	1（兼任）	1（専任）
3. 事務担当職員		1

6. サービスの利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払下さい。

居宅介護支援費（Ⅰ）		〈取扱い件数が45件未満の場合〉
	要介護1・2	11,088 円
	要介護3・4・5	14,406 円

*加算算定時は下記金額に0.1021を乗じ小数点以下の端数を切り捨てた金額となります

加算名	金額（円）	内 訳
初 回	3,000	・新規 ・要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合
入院時情報連携	病院または診療所に入院する利用者につき、当該病院または診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合 ※1月に1回を限度	
	加算Ⅰ 2,500	入院当日
	加算Ⅱ 2,000	入院後3日以内
退 院 ・ 退 所	退院又は退所にあたり病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成しサービスの利用に関する調整を行った場合 ※入院又は入院期間中に1回を限度	
	加算Ⅰ 14,500 16,000	退院・退所時カンファレンスへの参加なし 連携1回 連携2回
	加算Ⅱ 16,000 17,500	退院・退所時カンファレンスへの参加あり 連携1回 連携2回
	加算Ⅲ 9,000	連携3回
通院時情報連携	500	利用者が医師の診察を受ける際同席し利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から必要な情報を行けた場合
緊急時等居宅カンファレンス	2,000	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 ※1月に2回を限度
ターミナルケア マネジメント	4,000	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上利用者又はその家族の同意を得て居宅を訪問しそこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合

- (2) 通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、実施地域を超えた地点から居宅まで要する交通費を請求します。交通公共機関を利用する場合は実費を、また自動車等を利用する場合は1キロメートルにつき20円の支払い頂きます。

7. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無、認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 利用者が介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

8. 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。
- (5) 虐待防止委員会を設置しています。

事業者はサービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを熊野町に通報すると共に虐待防止委員会を開催します。

虐待防止に関する責任者	管理者 鳥屋原 三 恵
-------------	-------------

9. 身体的拘束等の適正化の推進について

事業者は利用者等の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束廃止に向けて取り組みます

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

10. 衛生管理について

- (1) 事業者は従業者等の生活の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 事業者は当事業所の設備及び備品等について衛生的な管理を行います。
- (3) 事業者は感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備しています。
 - ③ 事業所において従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

1 1. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 2. 業務継続計画の策定について

- （１）事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- （２）事業者は従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っています。
- （３）事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 緊急時及び事故発生時の連絡先

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1 4. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、広島県、熊野町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

行政機関	担 当	熊野町 健康福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉グループ
	所在地	広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
	電話番号	(082) 820-5605
主治医	病院名	
	住 所	
	電話番号	() —
緊急連絡先	氏 名	続柄
	住 所	
	電話番号	() —

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和傷害保険株式会社
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	基本契約：対人・対物事故補償 管理財物 人格権・経済的損害 事故対応費用 対人見舞費用

15. 相談、要望、苦情等の窓口

(1) 提供した居宅介護支援等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

【事業者の窓口】

熊野町居宅介護支援センター ふぁみりい	電話番号 082-820-5378 FAX番号 082-820-5082 担当者 鳥屋原 三 恵 対応時間 8時30分から17時15分まで ※土日祝日 12/29 から 1/3 を除く
熊野町社会福祉協議会事務局	電話番号 082-855-2855 FAX番号 082-820-5082 問題解決責任者 時光 良 弘 対応時間 8時30分から17時15分まで ※土日祝日 12/29 から 1/3 を除く

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ①苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りの為に訪問を実施し、事情の確認を行う。
- ②相談担当者は、把握した状況を事務局長とともに検討を行い、対応を決定する。
- ③対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)

【行政機関その他苦情受付期間】

熊野町健康福祉部高齢者 支援課 高齢者福祉グループ	所在地 電話番号 FAX番号 対応時間	広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号 082-820-5605 082-854-8009 8時30分から17時15分まで ※土日祝日 12/29 から 1/3 を除く
---------------------------------	------------------------------	---

広島県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 電話番号 FAX番号 対応時間	広島市中区東白島町19番49号 国保会館 082-554-0783 082-511-9126 8時30分から17時15分まで ※土日祝日 12/29 から 1/3 を除く
-------------------------	------------------------------	---

（3）第三者委員会

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

〈第三者委員〉

名 前	住 所	電話番号
加 島 朋 代	熊野町萩原四丁目1番7号	854-8458
東 川 邦 男	熊野町出来庭九丁目30番4号	854-5396
岡 本 順 子	熊野町新宮六丁目22番5号	854-1418

16. 第三者評価の実施状況

実施している	実施していない
【実施日： 年 月 日】 【評価機関名： 】	
【結果の開示状況： 】	

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業所)所在地 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号
熊野町居宅介護支援センター ふぁみりい

説 明 者 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____

(家族又は代理人) 住所 _____

氏名 _____

個人情報の取り扱いに関する同意書

利用者と事業者の間で締結された居宅介護支援利用契約書の第6条第2項に基づき、サービス担当者会議等や医療機関との連絡調整、介護報酬請求審査及び支払いに関する問い合わせ、その他居宅介護支援を提供する上で必要があるときは、利用者又はその家族等の個人情報を地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設等、医療機関、市町の職員、介護報酬請求審査及び支払い機関等に提示することに同意します。

令和 年 月 日

事業者	事業所名	熊野町居宅介護支援センター ふぁみりい
	所在地	広島県安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号
	代表者	熊野町社会福祉協議会 会長 清代政文

利用者	住所	広島県安芸郡熊野町
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	

ご家族	住所	
	氏名	

※上記同意を証するため本書を2部作成し、利用者、事業者が署名押印の上、双方1部ずつ保有するものとします。